

委託業務特記仕様書（令和8年7月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

第1条 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書（令和8年7月）」、「徳島県設計業務共通仕様書（令和8年7月）」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書（令和8年7月）」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。

2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

委託業務共通仕様書について

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7314451/>

（成績評定の選択制（試行））

第2条 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。

2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。

3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

第3条 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。

なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

(ウィークリースタンス)

第4条 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組みなければならない。

- (1) ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
 - (2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
 - (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

(業務スケジュール管理表)

第5条 本業務は、円滑な業務の実施と品質の向上を図るために、受発注者の役割分担の明確化と懸案事項や業務スケジュールを共有する、業務スケジュール管理表を作成しなければならない。

- 2 受注者は、業務スケジュール管理表を初回打合せ後速やかに提出するものとし、中間打合せ時等、必要に応じて修正をするものとする。

(Web会議【発注者指定型】)

第6条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

(Web検査【発注者指定型】)

第7条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

(業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】)

第8条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

(オンライン電子納品)

第9条 受注者は、オンライン電子納品の実施を希望する場合、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」における着手前協議を実施し、監督員の承諾を得たうえで、オンラインにより電子納品をすることができる。

- 2 なお、オンライン電子納品を実施する場合、次の URL にある「オンライン電子納品実施要領」を適用することとする。

オンライン電子納品実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7312755/>

(情報共有システム活用業務【受注者希望型】)

第10条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次の URL にある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県 CALS/EC

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

(CIM活用業務【受注者希望型】)

第11条 本業務は、CIM (Construction Information Modeling, Management) を活用し、建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を目的とした「CIM活用業務（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「CIM活用業務試行要領」を適用する。

- 2 受注者は、CIM活用業務の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

C I M活用業務試行要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7238626/>

(本業務の特記仕様事項)

第 1 2 条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

(本業務における特記仕様事項を記載)

佐古川樋門耐震補強設計業務 仕様書

第1条 目的

本業務は、過年度において実施された樋門耐震性能照査の検討結果に基づき、佐古川樋門の耐震補強設計（堰柱・ゲート）を行うものである。

【諸元】施設の形式・材質：鋼製ローラーゲート（電動）

施設の形状寸法：幅 2.3m×高さ 2.9m 4連

第2条 業務内容

1. 設計計画

本業務の目的、主旨を十分に把握した上で、業務の内容や工程等の検討を行い、業務計画書を作成する。

2. 現地踏査

貸与資料や収集資料を基に現地踏査を行い、耐震補強工法の施工スペース、施工時のクレーン配置、仮設ヤードの確保状況について、対象施設の状況、周辺の河川及び道路の状況、地形、近接構造物及び土地利用状況、樋門の管理運用等を確認し、耐震補強設計に必要な状況を把握し整理する。

3. 設計条件の確認

過年度の耐震性能照査結果に基づき、設計震度、水位条件、地盤定数等を再確認する。既設樋門の配筋状況やコンクリート強度、ゲートの鋼材種別等の諸元を確認したうえで、最新の基準との乖離や資料の不明点がある場合は、速やかに監督員に報告し、設計の前提条件について承諾を得るものとする。

4. 耐震補強設計

堰柱及びゲートの耐震対策については、過年度において実施された樋門耐震性能照査の検討結果に基づき、施工性、経済性、樋門運用への影響等を踏まえた比較検討を行い、最適な工法を選定したうえで断面計算及び詳細設計を実施する。

また、土木施設と機械設備の接合部の健全性を確保し、要求される耐震性能を満たす構造を設計するものとする。

5. ゲート無人操作の検討

津波発生時の操作人安全性確保を目的としたゲート操作方法について、水門開閉監視遠隔制御システムや無動力ゲート等、当該水門での適用性を検討するものとする。

6. 施工計画

経済的かつ合理的に工事の費用を算出するために必要な施工計画を立案する。ゲートの着脱や堰柱の補強工事に伴う仮締切、水替え計画のほか、資機材の搬入路について検討すること。

特に、既設設備への影響を最小限に抑える施工手順を立案し、概算工事費の算出に必要な施工区分や安全対策についても取りまとめるものとする。

7. 図面作成

工事に必要な図面（標準断面図、構造図、詳細図等一式）の作成を行うものとする。

8. 数量計算

工事工種体系及び土木工事数量算出要領に基づき、数量計算書を取りまとめるものとする。

9. 照査

「詳細設計照査要領（徳島県県土整備部）」に準じて、照査技術者による照査を行う。

また、本業務における検討内容を整理し、報告書を作成する。

10. 報告書作成

過年度照査の結果から本業務での補強設計に至る経緯、選定理由、構造計算結果、施工上の留意事項等を網羅した報告書を作成する。図表や写真を活用し、維持管理時にも資する内容とすること。成果品は指定の電子納品形式及び印刷物として、適切に製本・格納して提出するものとする。

11. 関係機関協議

耐震補強設計の内容について、関係機関協議（徳島市を想定）及び協議資料の作成を行うものとする。

12. 打合せ

業務を適性かつ円滑に実施するため、業務着手時、中間打合せ 2 回、成果納品時の計 4 回を想定している。

なお、業務着手時及び成果納品時は管理技術者が出席するものとする。